

### 中大江学童保育 会則 2022年度

### 第1章(名称・所在地・設立年月日)

[名称]

本会を「中大江学童保育」と称します。

[所在地]

大阪市中央区内淡路町2-3-5 ヤマトビル1階

[設立年月日]

本会の設立年月日は、2019年2月10日とする。

## 第2章 (会員の構成・運営・目的)

[会員の構成]

学童を預ける保護者と指導員で構成します。

[運営]

保護者と指導員が一切の運営・保育内容を共同で協議し、決定します。

[目的]

下校後の学童を集団の中で心身とともに健やかに育て、仲間を大切にしながら、自主性・判断力に富む子供が育つように保育します。

### 第3章(活動および内容)

[活動]

- (1) よりよい保育と、保護者が安心して預けられるよう指導員と保護者が協力して、話し合い を行い相互理解を深め、保育の向上を目指します。
- (2) 他の学童クラブと合同行事などを催し、交流を図ります。
- (3) 大阪市学童保育連絡協議会(市連協)に所属し、活動に参加します。
- (4) 学童保育の健全な運営のために、必要な財政活動を行います。
- (5) 会員は、月刊誌「日本の学童ほいく」を購読します。

# 第4章(入所、退所および休所)

[入所]

入所予定日の原則として1ヶ月前までに申込書を提出すること。

[退所]

途中退所の場合は退所予定日の1ヶ月前までに保護者会の会長に申し出ること。

[休所]

原則として、やむを得ない事由により継続して3ヶ月以上登所できない場合、休所を認めることとする。休所中の保育および行事参加は認められない。

休所予定日の1ヶ月前までの保護者会の会長に休所届けを提出すること。

## 第5章(保育)

[保育時間]

平日 下校時から午後6時まで

休校日 午前8時30分から午後6時まで

(休校日:土曜日、夏休み期間中、冬休み期間中、春休み期間中、創立記念日、代休日)

延長保育(事前申請要)

午後8時から午前8時30分(休校日)

午後7時15分まで

#### [休日]

日曜日、国民の休日、年末年始(12月30日~1月4日),盆休み(3日間)

### [特別休日]

午後7時の時点で暴風警報・特別警報が発令されている場合は休みとします。ただし、警報が解除された場合は、その警報解除の2時間後に開所するものとします。

また、正午以降に暴風警報・特別警報が発令された場合は直ちに閉所とします。

### [保護者の保育参加]

学童保育の保護者は、保育の実態把握をするため、必要に応じて保育参加するものとします。 参加できる日があれば事前に指導員に申し出ること。

## 第6章(利用料)

利用料は次の通りとし別表に定める金額を、遅滞なく納入するものとします。

入所申込時:入所金·出資金

毎月:保育料(保護者会活動費/おやつ代/傷害保険料を含む)積立金・延長保育料

また、利用料は次の通り充当管理します。

(1) 入所金・保育料・おやつ代・延長保育料 留守家庭児童保育事業の運営に充当するものとします。

(2) 保護者会活動費

留守家庭児童保育事業運営の補助および学童保育の充実・向上を図るための保護者会活動 に充当するものとし、留守家庭児童保育事業とは別会計で管理します。

(3) 出資金

運営資金の安定を目的とした預かり金とし、留守家庭児童保育事業とは別会計で管理します。

### 第7章(役員)

### [役員の選出]

役員は、話し合いの上で選出し、総会の承認を得ます。役員の任期は1年とします。ただし、再任は妨げません。欠員が生じた場合、原則として補充します。

#### 「役員の構成」

役員は原則として、代表兼会長1名、副会長1名以上5名以内(うち会計兼任1名)、会計監査1名と します。

## [役員の役割]

会長:会務を総括し、会を代表します。

副会長:会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理します。

会計:会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿および書類を管理します。

会計監査:会の財産や業務執行の状況を監査します。

### 第8章(会議)

## [総会]

- (1) 総会を最高決議機関とし、定期総会および臨時総会とします。
- (2) 定期総会は、年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に開催します。
- (3) 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要請があった場合とします。
- (4) 総会の成立は、会員の過半数の出席によるものとします。委任状による出席も含めます。
- (5) 総会の決議決定は、出席会員の過半数の賛成を必要とします。

- (6) 総会の決議事項および報告事項は次のとおりとします。
  - ・会則の改正に関する事項
  - ・ 会員の加入および脱退に関する事項
  - ・ 事業報告および決算、事業計画および予算
  - ・ 役員の改選
  - ・ その他必要と認めた事項

### [保護者会]

月に1回、定例の保護者会を開催し、活動・保育について指導員とともに協議・決定します。原則として、毎月第3土曜日に開催します。

スポット利用の保護者は保護者会の参加を必須としません。

### [役員会]

役員が必要と認めた場合、役員会を保護者会に先駆けて開催し、活動について指導員と協議し、 協議した結果を保護者会に提出します。月に1回保護者会に合わせて開催します。

### [その他、決議事項]

緊急の決議事項に関して役員会等を開催できない場合は会長に一任します。 ただし、結果を役員会に報告することとします。

## 第9章(その他)

#### [保険]

児童および指導員の保育活動中における事故などに対する保障を行うために適切な保険に加入します。保障金額の上限は、加入している保険において支払われる金額とします。

## 付則

### 第1条(会則の発効)

本会則は、2019年2月10日の設立総会により、承認決議を得ましたので、2019年2月より適用実施いたします。

- 2. 本会則は、2020年5月16日の設立総会により、承認決議を得ましたので、2020年5月より適用実施いたします。
- 3. 本会則は、2021年6月18日の設立総会により、承認決議を得ましたので、2021年6月より適用実施いたします。

## 以下余白

7	の規約の	記載内容につい	て事実	と相違ない	7	レを証明し	ノます	_
$\overline{}$	マンランしかりマン		~ テノヘ			/	~ O	О

年 月 日

中大江学童	重保育 代表兼会長
<del></del>	副会長兼会
	副会長
	会計監査

## (別表) 利用料について

#### 一時金

		備考
入所金	1人 10,000円	
出資金	1世帯 10,000円	出資金は退所時に全額返金します。

- ※ 入所金・出資金の支払い時期は、基本的に入所申込時とします。
- ※ 入所金については、入所に至らなかった場合でも返金しません。

## 月額保育料

	金額	備考
保育料	低学年 1人 月額 22,000F	引 小学1年生から小学3年生
		傷害保険料を含む
	高学年 1人 月額 11,000F	引 小学4年生から小学6年生
		傷害保険料を含む
延長保育料	1日200円/人	延長保育とみなす時間
	月10日以上 一律2,000円	午後6時から7時15分、休校日午前8時30
		分まで

- ※ 延長保育は同日で早朝・延長の2種を実施しても1回とカウントします。
- ※ 延長保育時間以降の遅刻は追加料金を支払うものとします。
- ※ 月額保育料について、日割り計算はしません。
- ※ 単親世帯は保護者の申告により、5世帯を超えるまで月額保育料を半額とします。ただ し、延長保育料はこれに含まれません。

### 保護者会費

	金額		備考
1世帯	月額	3,000円	

#### 間食費

		金額	備考
1)	月額	2,000円	

## [利用料支払いについてのルール]

- ※ 上記の月額利用料は、月末までに翌月分を支払うものとします。
- ※ 月額利用料は、半年分1年分をまとめて支払うこともできます。
- ※ 保護者会役員会または会計に相談なく、利用料のみ入金が続き、2ヶ月分滞納すると翌月 からの保育は受けられないものとします。
- ※ 2ヶ月分滞納し、未納の入金の相談が適切に行われない場合は強制退所とします。この場合も未納金の支払いについて、保護者会役員会からの相談に応じ、適切に支払われない場合は、法的手続きを行うこととします。

- ※ 家庭の事情で、現在定められた金額を毎月支払うことが困難になった場合、直ちに保護者 会役員会に申立書をもって相談してください。保護者会役員会では、各々の事例につい て、はかり、解決先を出すこと。解決策については、双方の合意を得た後、決定し、申し 立てをおこなったものはこれに従ってください。
- ※ 利用料返金について

病気、ケガにより1ヶ月以上登所できなかった場合、医師の診断書をもって月額利用料返金を行うこととします。

## スポット利用 利用料

1 4 3 7 13 4 3 7 13 4 5		
	金額	備考
平日	低学年 1人 日額 1,600円	放課後~18時
		おやつ代、傷害保険料を含む・延長保育
		料は別途)
土曜日・休校	日額 5,000円	(8時半~18時)
日		
延長保育料	1日200円/人	延長保育とみなす時間
	月10日以上 一律2,000円	午後6時から7時15分、休校日午前8時30
		分まで

## 長期保育料(傷害保険料を含む)

	金額		備考
春休み	1人 47,000円 保護者会費(1世帯あたり	3000	春休み(3学期の終業式より1学期の始業 式までの期間)
	円を含む)		
夏休み	1人 63,000円		夏休み(1学期の終業式より2学期の始業
	保護者会費(1世帯あたり	3000	式までの期間、ただしお盆休みを除く)
	円を含む)		
冬休み	1人 35,000円		冬休み(1学期の終業式より2学期の始業
	保護者会費(1世帯あたり	3000	式までの期間、ただしお盆休みを除く)
	円を含む)		